

令和5年度から適用される税制改正について

●住宅ローン控除制度の見直し

住宅ローン控除の適用期限が4年間延長され、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居された方も対象となります。

また、上記期間の入居者の市県民税における住宅ローン控除の限度額は、所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）になります。

市県民税の控除限度額			
居住開始年月	平成21年1月～ 平成26年3月	平成26年4月～ 令和3年12月	令和4年1月～ 令和7年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の 7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高97,500円)

詳しくはこちら [\(住宅借入金等特別税額控除\(住宅ローン控除\)\)](#) をご覧ください。

※この控除は所得税の計算において使い切れなかった可能額がある場合に住民税計算に適用されるものです。

●住民税非課税要件に係る未成年者の取扱い

民法の改正（令和4年4月1日施行）により、成人年齢が20歳から18歳へ引き下げられます。令和5年1月1日時点（令和5年度住民税賦課期日時点）で18歳（平成17年1月3日以降生）となる方は、成人として取り扱われることとなります。

未成年者は合計所得金額が135万円以下（給与収入の場合204万4,000円未満）であれば、住民税が非課税とされてきましたが、令和5年度住民税課税からはその適用年齢の変更が行われます。